

## 弁明通知公示送達書

次のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ別表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第7項の規定により、通知します。

なお、同条第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

令和8年 6月 1日

岡山県公安委員会



### 記

1 弁明書の提出先

岡山県公安委員会

〒 700-8512

岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号

岡山県警察本部交通部 交通指導課 駐車対策係

電話 086-234-0110

2 弁明書の提出期限

令和8年 6月 30日

3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

別紙のとおり。

注 道路交通法第51条の4第7項後段の規定により、この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。

